

**平成17年 第2回
茨城県南水道企業団議会定例会会議録**

平成17年11月17日(木) 午後1時30分 開 会

議事日程

日程第1. 議席の指定

日程第2. 会議録署名議員の指名

日程第3. 会期決定の件

日程第4. 議案第1号 茨城県南水道企業団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について

議案第2号 平成16年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について

報告第1号 平成16年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第2号 平成16年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

日程第5. 一般質問

| | | | |
|------|----|-----|---------|
| 出席議員 | 議長 | 7番 | 長岡久夫君 |
| | | 1番 | 朝比奈通子さん |
| | | 2番 | 川田政文君 |
| | | 3番 | 篠山治夫君 |
| | | 4番 | 鈴木かずみさん |
| | | 5番 | 中根利兵衛君 |
| | | 8番 | 大塚弘史君 |
| | | 9番 | 山本南さん |
| | | 10番 | 松田高義君 |
| | | 11番 | 桜井昭洋君 |
| | | 12番 | 結城繁君 |
| | | 14番 | 長塚忠一郎君 |
| | | 15番 | 貫井徹君 |

| | | |
|------|----|------|
| 欠席議員 | 6番 | 茶谷巖君 |
|------|----|------|

説明のための出席者

| | |
|---------------------|------------|
| 企 業 長 | 串 田 武 久 君 |
| 副 企 業 長 | 塚 本 光 男 君 |
| 副 企 業 長 | 池 辺 勝 幸 君 |
| 事 務 所 長 | 関 口 昌 男 君 |
| 事務次長、総務・ 会計・業務担当 | 宮 本 満 君 |
| 事務次長、工務・ 管理・配水担当 | 関 口 禎 男 君 |
| 会 計 課 長 | 大 津 良 子 さん |
| 業 務 課 長 | 野 口 君 子 さん |
| 工 務 課 長 | 石 田 勝 久 君 |
| 管 理 課 長 | 野 口 勇 君 |
| 配 水 課 長 | 永 井 俊 一 君 |

茨城県南水道企業団議会事務局

| | |
|---------|-----------|
| 局 長 代 理 | 山 口 好 正 君 |
| 係 長 | 藤 原 勘 一 君 |
| 書 記 | 小 嶋 哲 夫 君 |

平成17年第2回茨城県南水道企業団議会定例会提出議案

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| 議 案 第 1 号 | 茨城県南水道企業団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 議 案 第 2 号 | 平成16年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について |
| 報 告 第 1 号 | 平成16年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 報 告 第 2 号 | 平成16年度茨城県南水道企業団水道事業会計継続費繰越計算書の報告について |

平成 17 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会
議案質疑

| 議 員 | 質 疑 の 要 旨 |
|---------|--|
| 1 貫井 徹 | <p>1 議案第 1 号 茨城県南水道企業団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>1. 合併に伴う改正と用語の見直しを必要としての改正だが、その他の条例の見直しはどうするのか</p> <p>(1) 龍ヶ崎市条例を根拠にしているが、条例によっては恣意的に整合性を欠くと思料できる条例もある。茨城県南水道企業団の他の条例改正は、どうするのか。(茨城県南水道企業団監査委員条例等)</p> |
| 2 鈴木かずみ | <p>1 議案第 2 号 決算について</p> <p>1. 純利益 2 億 5,000 万円をこえる黒字決算をどうみるのか</p> <p>2. 公庫債の借り換えについて</p> <p>(1) 未償還額 (政府債約 20 億、公庫債約 11 億) のうち、公庫債の借り換えは、どう努力したのか</p> <p>3. 水道事業の加入促進について</p> <p>(1) どう検討したのか、今後の対応について</p> <p>4. 費用弁償について</p> |

一 般 質 問

| 議 員 | 質 問 の 要 旨 |
|---------|--|
| 1 朝比奈通子 | <p>1 S53年県企業局との「水道用水需給等に関する契約」について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 内容は？ 2. 構成首長はその内容と事実を知っているのか 3. ハッ場ダム等の建設推進の基本資料となっているか。水需要計画をどのように作成したのか。 4. S56年に同様の契約があるが、違いは？ 5. 4半世紀もの間、水の需要計画を見直していないようだが、現状を踏まえ、独自の計画を県に提出する考えは？ <p>2 水道料金体系について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家事用と営業・団体用など大口需要者と給水単位が違うのは、水余りの今、全く合わないのではないか、その現状をどう認識しているのか 2. 自治体の水商売や、地下水ビジネスも盛んになっている現在、公営水道をどう守っていくのか <p>3 検針員制度について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人委託と外部委託はどのように区別されているのか 2. 地域に密着した女性の検針員さんが喜ばれているようだが、防犯巡回の腕章着用と研修の考えはないか |
| 2 貫井 徹 | <p>1 アスベスト対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大手機械メーカー「クボタ」旧神崎工場は、1954年から95年迄、水道管等の石綿製品を造り、全国に納品していた。茨城県南水道企業団としてのアスベスト対策を問う。 |
| 3 鈴木かずみ | <p>1 水道料金の値下げについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 値下げできる根拠 <ol style="list-style-type: none"> (1) 決算状況、県との契約水量 (2) ムダな公共事業の中止（ハッ場ダム・霞ヶ浦導水事業） 2. 基本料金以下の世帯の値下げについて <p>2 災害時の対応について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 災害想定やシミュレーションはどうなっている |

| | |
|--------|---|
| | <p>のか</p> <p>(1) 地震の場合、どこの震度計で判断し、震度いくつでどう対応するのか、その時職員体制は</p> <p>2. ライフラインの確保について</p> <p>(1) 本管はどの時点で止められるのか、市の給水施設での対応、その後の復旧など</p> <p>3 石綿管の布設替えについて</p> <p>1. 石綿管の安全性について</p> <p>2. 年次計画を持った取り組みについて</p> <p>(1) 布設替えの補助金はあるのか、なければ補助金の要請を国に対し行なうこと</p> <p>(2) 取り替え促進の指導強化をどう図っていく考えか</p> <p>4 構成市からの要望をどのような優先順位で整備していく考えか</p> |
| 4 山本 南 | <p>1 水道料金体系の見直しについて</p> <p>1. 基本料金の見直しについて</p> <p>2. 加入金の値下げについて</p> <p>3. 本管布設要望の記載について</p> <p>2 鉛製給水管について</p> <p>1. 鉛管の状況</p> <p>2. 石綿管の状況</p> |

午後 1時30分 開 会

○議長（長岡久夫君）

改めましてこんにちは。只今から平成17年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を開会いたします。只今の出席議員数は13名。6番、茶谷 巖君より欠席の通知がありました。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

◇日程第1 議席の指定

○議長（長岡久夫君）

日程第1、議席の指定を行います。このたび新たに茨城県南水道企業団議会議員に当選されました議員諸君の議席は、会議規則第4条の規定により、1番 朝比奈通子さん、2番 川田政文君、3番 篠山治夫君と指定いたします。

◇日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（長岡久夫君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第97条の規定によって、15番 貫井 徹君、1番 朝比奈通子さん、両名を指名いたします。

◇日程第3 会期決定の件

○議長（長岡久夫君）

日程第3、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日限りにいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

○議長（長岡久夫君）

ご異議なしと認めます。従って本定例会の会期は、本日1日限りと決定します。

◇日程第4 議案第1号及び議案第2号、並びに報告第1号及び報告第2号

○議長（長岡久夫君）

日程第4、議案第1号及び議案第2号、並びに報告第1号及び報告第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

このたび、取手市、藤代町の町村合併によりまして、当企業団の企業長をお務めいただきました小林前企業長より残任期間を全うすべく、企業長としての後任を受けさせていただきました。浅学非才の私ではありますけれども、議会の皆様方のご指導さらにはご協力をお願い申し上げ、本日の会議に先立ちましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、平成 17 年第 2 回茨城県南水道企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私ともにご多用中にもかかわらず、ご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。本日の定例会には、2 件の議案と報告 2 件をご提案いたしておりますが、その趣旨説明に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、既にご承知のとおり、去る 10 月 9 日、当企業団の議会議員でありました取手市選出の木村喜好議員さんがご逝去されました。水道議員として、水道事業にご協力ご指導をいただきましたことに対し深く感謝をし、衷心より哀悼の誠を表し、謹んでご冥福をお祈りいたします。

続きまして、茨城県企業局との需給契約に伴う水量等について、ご報告を申し上げます。まず最初に、守谷市及び利根町への一日最大給水量の恒久融通につきましては、県企業局等と協議をいたしました結果、平成 17 年 4 月 1 日から守谷市へ 5,300 m³、利根町へ 1,000 m³、合わせて 6,300 m³を融通することになりました。この給水量の融通により、当企業団が確保しておりました 9 万 5,000 m³の需給契約水量は、8 万 8,700 m³に減量がなされております。

次に、受水費の基本水量について申し上げます。県企業局の阿見浄水場で行われておりました工事が平成 16 年度に全て完成したため、受水費の基本水量については本来ですと平成 17 年度から 8 万 8,700 m³になるわけですが、平成 17 年度から平成 19 年度までの 3 年間については 8 万 5,880 m³、平成 20 年度以降は契約水量の 8 万 8,700 m³と段階的に増量になることになっております。受水費の平成 17 年度予算につきましては、基本水量を従来の 8 万 3,476 m³で計上しておりますので、不足額が生じることが予測されますが、総給水量の状況を見極めまして、予算の執行をして参りたいと考えております。

以上、ご報告を申し上げまして、議員の皆様方へのご理解をお願いする次第であります。

それでは、本日ご提案いたしました各案件の概要について、ご説明を申し上げます。

議案第 1 号は、茨城県南水道企業団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。これは取手市と藤代町の合併に伴い、茨城県南水道企業団の条例を改正する必要が生じたことによるもの、その他に用語の見直しをする必要が生じたことにより、各条例の一部を一括して別紙の議案書のとおり改正するものであります。

次に、議案第 2 号は、平成 16 年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算についてであります。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

給水戸数は7万8,992戸となり、前年度末より1,983戸の増となりました。年間総給水量については、2,352万4,184m³で、前年度と比較しますと37万8,580m³の増となっております。また、有収率につきましては、前年度の数值より0.7ポイント上回り89.1%となっておりますが、今後も引き続き漏水の早期発見と早期修理に努めるとともに、積極的に漏水防止対策を講じ、なお一層の向上を図って参りたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

まず、損益勘定における収支の状況であります。水道事業の総収益は、税込額で52億4,155万6,335円、総費用につきましては税込額で49億3,701万3,850円となり、当年度の税抜きでの純利益は2億5,336万2,100円となりました。

収益において主なものについてご説明を申し上げますと、企業団の主なる財源であります給水収益は税抜額で44億6,841万8,560円、営業収益中に占める割合は89.5%であります。加入金の収入額は4億9,880万9,606円で、10.0%となっております。

次に、費用においての主なものを申し上げますと、茨城県企業局へ支払っております浄水費が23億5,079万6,753円で、総費用の49.6%を占めております。減価償却費が8億8,156万6,509円で18.6%、人件費が6億3,181万9,843円で13.3%、委託料が2億1,594万4,202円で4.6%、工事請負費が2億1,556万3,709円で4.5%、支払利息が2億165万3,191円で4.3%、動力費が6,749万9,460円の1.4%となっております。

続きまして、資本的収支勘定の決算概要についてであります。収入については独立行政法人都市再生機構からの負担金が税込額で5,509万4,537円となっております。支出につきましては税込総額で14億1,400万5,664円であります。その内訳を申し上げますと、平成15年度決算における建設改良費の繰越分は、配水管布設工事・配水管布設替工事・道路復旧工事及び設計業務委託などで2億568万9,750円、平成16年度予算にかかわるものにつきましては、設計業務委託料が1,316万7,000円、配水管布設工事費が3億533万6,640円、配水管の布設替工事費が7,057万500円、道路復旧工事費が1億4,236万9,500円、配水池築造工事費等が3億4,048万3,500円となっております。これらの工事の契約内容につきましては、決算付属書類によって、議員の皆様方にご報告しております。

次に、借入金に対する償還金として2億5,905万2,755円、量水器購入費などの営業設備費が3,231万2,240円、人件費が4,087万3,581円、事務費が415万198円となっております。従いまして、資本的収支勘定における収入額は、支出額に対しまして13億5,891万1,127円が不足するわけであり。その補てん財源といたしましては、減債積立金が2億235万5,748円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額が4,992万2,506円、過年度分損益勘定留保資金7億6,554万8,428円、当年度分損益勘定留保資金が3億4,108万4,445円となっております。

以上が、平成16年度の決算状況の概要であります。

続きまして、報告事項についてご説明申し上げます。

報告第1号は、平成16年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算のうち、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の予算繰り越しの報告であります。請負工事費の内容につきましては、配水管布設工事・配水管布設替工事及び配水池築造工事関係で、合わせて3億7,540万6,500円を翌年度に繰り越したものであります。よって、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会にご報告するものであります。

次に、報告第2号であります。これは、平成16年度茨城県南水道企業団水道事業会計予算で定めた継続費の繰り越しであります。資本的支出の建設改良費で定めた給配水管路台帳管理システム構築費のうち、平成16年度継続費の予算額のうち1億1,504万8,500円を翌年度に繰り越したものであります。よって、地方公営企業法施行令第18条の2第1項に基づき、議会に報告をするものであります。

以上が、本日ご提案いたしました各案件の概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等によりご審議の上、適切なるご決定をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（長岡久夫君）

以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで議案第2号、平成16年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算について、監査委員から監査の結果報告を求めたいと思います。監査委員を代表いたしまして、長塚忠一郎君お願いいたします。

<監査委員、長塚忠一郎君 登壇>

○監査委員（長塚忠一郎君）

それでは監査委員を代表いたしまして、監査報告を申し上げます。さる平成17年9月28日、茨城県南水道企業団水道事務所におきまして、篠山治夫監査委員、そして私、長塚が監査をいたしましたわけでございます。

平成16年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算を地方公営企業法第30条第2項の規定により監査を実施したわけでありますが、収支ともに正確にして違反したところ無く、その計算も帳簿、並びに証書類に照合して全て正当でございました。

以上をもちまして、監査報告を終わります。

○議長（長岡久夫君）

これから質疑を行ないます。通告の順番に発言を許します。

まず15番、貫井 徹君。

<15番、貫井 徹君 登壇>

○15番（貫井 徹君）

質疑に入る前に、先ほど串田企業長よりご紹介がございましたけれども、昨年長東秀臣議員に続いて、同じ団塊の世代でありました同僚議員の木村喜好議員の逝去に心より哀悼を表し、木村議員の分まで頑張るぞという決意の下に質疑に入らせていただきます。

また本日は昭和 39 年 11 月 17 日創立者より公明党を作っていただきまして、立党精神、大衆とともにを命に刻み込んで、現在 41 年経ったわけですけれども、当茨城県南水道企業団も大塚副議長以下公明党議員が 4 名も皆さんのおかげで議員にならせていただきまして、感謝をこめながら質疑に入るわけでございます。

通告書にも書いてございますけれども、今回の議案第 1 号茨城県南水道企業団設置等に関する条例等の一部を改正する条例についてございますが、今、企業長の提案説明にもございましたが、合併に伴う改正、用語の見直しそういう改正でございますけれども。私も去年の当企業団の一般質問でも種々指摘しておりますそういった部分に付きまして、我々議員に配布されております茨城県南水道企業団例規集、その中で龍ヶ崎市職員の分限の手続き及び効果に関する条例とか、龍ヶ崎市職員の給与に関する条例等々、当茨城県南水道企業団の条例は立地場所が龍ヶ崎市という観点からだと思うのですが、龍ヶ崎市条例を根拠、または参考にしているわけでございます。しかし、その中に条例によっては都合の良いところは龍ヶ崎市条例に合わせ、また恣意的に整合性を欠くと思料できる条例もあるように私は感じるわけでございます。

そういった部分につきまして、今後、新串田企業長を下にどういう改革を果たしていくか、そういう観点から 2 点ほど質疑いたします。第 1 点は、先ほど取手が誇る優秀な議員の 1 人でございます長塚忠一郎監査委員、篠山治夫議員も長い実業の世界において、その監査の報告があったわけですけれども、龍ヶ崎市条例も議会選出、学識各々 1 名ずつ、地方公営企業法との関連もあるとは思いますが、やはりこれは県南水道企業団の監査委員もここで整理しなくてはならないと、これが第 1 点でございます。

また第 2 点は、これも去年の一般質問でも指摘いたしました、職員の定年退職時の特別昇給制度でございます。私はせん越でございますけれども、関口事務所長が定年で去る前にしっかり改革をして範をたれるべきだと、隗より始めるべきだとそのような苦言を壇上で申し上げたわけでございます。

そういった部分については、どのようになされているか今、非常に国も地方も、企業長、副企業長もですね、それぞれの自治体で改革の 2 字を懸命に訴えて、特に牛久市は非常に取手市民も素晴らしい成果だなという声が伝わってきております。そういった部分についてどういった対処がなされてくるのか、それを伺うものでございます。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

貫井 徹議員のご質問にお答えいたします。

当企業団の各種の条例につきましては、構成団体であります龍ヶ崎市の条例を例として

いるものが、いくつかあることはご指摘のとおりであります。

茨城県南水道企業団監査委員条例につきましては、企業団独自のものであり、地方自治法の規定に基づき制定いたしております。監査委員の定数及び選任につきましては、地方公営企業法の特例を適用しております。特に議員1名、学識経験者1名の必要の問題も論じられたわけではございませんが、特に監査委員の監査チェックを深めるという考え方で、我が市の方で採用させていただいたものでございます。

なお、監査委員の選任につきましては、前回の定例会でも申し上げておりますが、次期の監査委員選任の際に、2名のうち1名については学識経験者を選任してまいりたいと、このように考えておりますので、何とぞご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（長岡久夫君）

事務所長、関口昌男君。

<事務所長、関口昌男君 登壇>

○事務所長（関口昌男君）

貫井議員さんの質問で、企業長の方で答弁していない人事特別措置要綱の取り扱いについてご説明いたします。構成団体におきましても皆さんこの制度を廃止している状況を考えまして、企業団におきましても去る9月、企業長決裁の下で人事特別措置要綱を廃止いたしました。

以上でございます。

○15番（貫井 徹君 自席より）

すみません、自席で発言します。特別昇給制度についてはきちっと廃止になったのか、ならなかったのか、そこだけ再度お聞きしたいと思います。

○所長（関口昌男君）

特別措置要綱で定めておりました、勤続年数20年未満の者の1号級、20年以上の者の2号級アップこれをすべて廃止いたしました。9月に行ないましたので、今年度の定年退職者から要綱が適用されます。

以上でございます。

○15番（貫井 徹君 自席より）

どうもありがとうございました。終わります。

○議長（長岡久夫君）

よろしいですか。以上で、貫井 徹君の質疑を終わります。

通告の順番に発言を許します。次に4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

改めましてこんにちは。日本共産党の鈴木かずみです。質問に入ります前に、実は今回配布されました議案書ですね、裏面がまるつきり白紙であったということが、指摘しなけ

ればそのままであったのかと考えると、大変驚いたわけなのですが、始まる前に一言あれば議場で言うつもりもなかったのですが、きちんとお話しされるべきことではなかったかと思ひまして、一言申し添えます。

質疑に入ります。議案第2号の決算であります。まず初めに、純利益2億5,000万円を超える黒字決算をどう見るのかという点です。04年度決算におきましても、純利益が2億5,336万2,100円の黒字決算、こういう数値が出ました。繰越資本剰余金は156億円あります。5、6年前は純利益が4億円を超えた黒字決算でありました。その後、1億8,000万円、そして2億円を超え、更に今回の決算におきましては2億5,000万円を超えたわけでありました。公営企業ですから、もちろん赤字にしてはならないということは承知しておりますが、黒字続きということも多くの問題を含んでいると考えます。まず、黒字続きの決算、これをどう見るのか伺います。

次に、公庫債の借り換えについてです。高利の元利償還金が財政を圧迫する大きな原因になっていることは、明白であります。今の時代に金利7%という話は世間で通用しないこと、これが国や官では通用するなんて住民には到底納得できるものではありません。今決算を見ましても、企業債は33億円のうち、2億円を償還し31億円残っております。そこでまず、この33億円のうちの利子分がいくらか、16年度の2億円のうちの利子分はいくらかということですが、営業外費用の支払利息を見ても2億165万3,191円ですね、このうち企業債の利息が1億9,470万3,874円、当年度の償還金が2億2,800万円です。元金が3,113万946円に対して利息を2億円近く支払っているということになると思うのですが、この点を確認いたします。

この未償還額ですね、政府債が約20億円、公庫債が11億円ありますけれども、この公庫債の借り換えについてはどう努力をしたのかですね。政府債についてはなかなか縛りが強くて出来ないということですが、この公庫債の借り換えはどう努力したのか、また低利に借り換えの出来ない条件があれば、詳しくお聞きをしたいと思います。

次に、繰り上げ償還については検討したのかどうかについてです。繰り上げ償還については14年度からの任意繰り上げ償還という新たな制度の下での見直しで、借り手も貸し手も損をしないように一定の補償金を支払えば、認めるということに多少なりとも変化をしたように聞いておりますが、企業団が該当しないということですが、その条件についてまず伺います。

次に、水道事業の加入促進について、今決算の中でどう検討されたのか伺います。水道事業においては水道の本管を接続したとしても、それで終わっていたのでは加入促進につながりませんが、各構成市で様々な催しものも行なわれておりますし、積極的なPRをして加入促進を図ることを提案してまいりましたけれども、今決算の中でどう検討されたのか、展開されたのか、従来どおり何もされなかったのか、また今後の対応についてはどう考えているのか、伺います。

次に、費用弁償についてです。報酬の他に費用弁償の支払いということは二重払いになるとの観点からも、関係団体では見直しが進んでおりますけれども、すでに皆さんご承知でありますけれども、各関係する議会の費用弁償について見てみますと、広域の中でも牛久阿見斎場、稲敷地方圏組合が2,000円ですね、利根川水防が2,200円、稲敷広域組合が4,000円、龍ヶ崎地方衛生組合が4,000円から5,000円まで3段階に距離によって分けているようです。常総広域では3,000円、塵芥組合が4,000円、取手地方広域下水道組合が8,000円、取手火葬場が5,000円ということで、構成団体の議会の中では取手市が見直しによって0円ですか、龍ヶ崎、牛久は2,000円となっているのが現状のようですけれども、県南水道は5,000円ですが、私どもは実費程度に引き下げを提案しておりますが、今回の決算においてこの件については計られたのかどうか、議会の方でとか、全協の方でということもありましようけれども、決算の中ではどのように検討されたのか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

＜企業長、串田武久君 登壇＞

○企業長（串田武久君）

鈴木かずみ議員のご質問にお答えいたします。

まず、本日お配りされております書類に、裏面にミスがあったことを深くお詫びを申し上げます。

それでは平成16年度決算においての2億5,000万円の純利益が出ているが、どのように捉えているのかというご質問であります。当企業団は地方公営企業法を適用しております。事業会計は水道料金による独立採算制が建て前となっております。また、公営企業におきまして、健全な運営を確保するために料金に適正な事業報酬を含ませることが認められておりますので、平成16年度の純利益につきましては健全な運営をするために必要であり、かつ適正な事業報酬であるところのように考えておるところであります。

次に、公庫債の借り換えについて、どう努力したかのご質問でありますけれども、一定条件に基づき借り換えが承認されております。その条件は資本費及び給水原価が、全国平均を著しく上回っている上水道事業となっております。経営健全化への取り組みを支援することとなっております。

当企業団といたしまして、その1つの条件としての資本費の単価が満たされておられませんので、該当しないということになります。このような理由によりまして、現在のところ借り換えができないという状況が続いております。何とぞ、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、加入促進について、お答えいたします。加入促進の検討と今後の対応につきましては、普及率向上を目標として、現在、中堅職員を中心に実施をしているところで

もあります。

最後に、費用弁償についてであります。この案件につきましては、平成16年の定例会でもご質問が提出されております。当企業団は広域的な一部事務組合であり、各議員の皆様におかれましては、それぞれの地域よりご参集をいただいておりますので、各構成自治団体の議員の皆様とは、条件等が異なっておるというわけであります。議会議員の費用弁償につきましては、全員協議会を開催していただき、十分なるご協議をしていただきたいと考えております。議員の皆様方のご理解も賜りたいと、このように考えております。

以上であります。

○議長（長岡久夫君）

答弁が終わりました。4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

黒字決算をどう見るのかということですが、健全な経営ですよね、借り換えも対象にならないというほどの健全な経営というように認識をしましたがけれども。県水との関係で言えばですね、県の包括外部監査にもありましたように、必要が無かったと言われていた県水の値上げ、しかし値上げ分を払ってもなおかつ黒字決算を繰り返して現在に至っている、増収になる状況を繰り返してきているというふうに判断をしております。先ほどの説明の中でも、守谷、利根町、阿見町との関連での動きもあるようですけれども、やはりこの料金体系自体が黒字を生む仕組みになっているのではないかと思います。加入金収入によるという答弁も以前はありました。しかし、この加入金が高すぎるのではないかという声も聞いております。つまり高すぎる水道料金であり、これが住民負担の上に成り立っている黒字決算ではないかと思います。こうした視点での見直しについて、今度の決算においては論議はされなかったのかどうか、再度伺います。

次に、公庫債の借り換えの問題についてなのですが、03年度に私どもが財務省や総務省の交渉をした際に、担当官が全国から希望があるので繰り上げ償還については補償金を支払えば、できるようになったと言っておりましたことを確認しておりますが、そう言いながら国の方では数々の縛りを作って緩和をしないということだと思えます。この繰り上げ償還について、更なる研究をして、更なる要求をしていくことが求められるのではないかと思います。まず繰り上げ償還をした場合に、払わなくてもよくなる利息の金額がいくらになるのか、企業団としてですね、それから補償金として払う金額はいくらになるのか、そしてそうすることにより得をする金額はいくらになるのかという試算表は作っておられるのかどうか、あれば提示をしていただきたいと思います。無ければ、そういう試算表を作っている団体もありますので、是非、作っていただきたいと思います。どうでしょうか。

また企業団として、県や国に対してもっと強く要求をする考えがあるかどうかです。16

年度においては日本水道協会や全国水道企業団協議会総会において要望を出しているようではけれども、17年度においては出したのかどうか。毎年しつこく出していく構えが必要ではないかと思いますが、県南水道としてはどうこの見解を直接反映させるために、どう努力をされているのか再度伺います。

それから企業債、33億円のうち元金がいくらで、利息分がいくらになるのかという点について、数字的に分れば伺います。

次に、水道事業の加入促進についてなのですが、加入促進を図る上では加入金を引き下げることが有効な手段と考えるのですが、当然この決算時においても検討されたと思うのですが、決算時における加入金の平均額がいくらか、この決算時においての本管を整備していても加入をしない世帯が何世帯なのか、この点について伺います。

費用弁償については全協でという答弁がありましたので、議長に強く要望したいと思えます。

よろしく申し上げます。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。会計課長、大津良子さん。

<会計課長、大津良子さん 登壇>

○会計課長（大津良子さん）

ただ今のご質問にお答えいたします。先ほど企業長もお答えしたかと思いますが、要件が満たないわけでありまして。その要件とは平成15年度における有収水量1m³当たり資本費が133円以上、給水原価が180円以上とあります。当企業団はその中の資本費が121円という数字になりましたので、該当しないということになります。そして努力しているのかということですが、全国各事業体一体となりまして機会あるごとに日本水道協会をとおして要望しているところでございます。その結果、財政投融资制度の改革により借換えの条件緩和、任意の繰上げ償還に関わる補償金制度が創設されました。つまり補償金を支払うことにより、繰上げ償還を行なうことができることとなります。総務省の話によりますと、過去に発行した企業債について、全面的な借り換え、補償金の付かない繰り上げ償還を認めるということは、長期で安定した資金を地方公共団体へ供給するという基本的な機能を損ないかねないものであり、現在の高料金対策の借換債の目的や他事業の要件等を勘案すると現時点において難しいとのことですが、これからも要望は続けてまいりたいと思えます。

それから繰上げ償還のことなのですが、茨城県内で進めている事業体が1箇所あるということで、うちの方も勉強会として電話で聞き取りをしているのですが、まだ利息の計算とか補償金の計算とかはしていないのですが、3億円くらいを返す場合、補償金額として8,300万円くらい支払うような予定になるそうです。これからも勉強をして要望も進めてまいりますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（長岡久夫君）

事務次長、宮本 満君。

<事務次長、宮本 満君 登壇>

○事務次長（宮本 満君）

私の方から、純利益の件についてお答え申し上げます。

日本の経済状況も多少は良くなってきたと言われておりますが、多くの水道事業体においては給水量が伸び悩む状態であります。このことは水道料金収入も増えないということであり、当企業団においてもここ数年間戸数は約2,000戸ほど増えておりますが、水量は横ばい状態でその全国の例等、例外ではないわけでございます。16年度の収支で見ますと、鈴木議員がおっしゃられるとおり2億5,000万円の純利益が出ておりますが、水道料金だけの収入で見ますと約2億5,000万円の赤字となっております。加入金収入が約5億円ほどありますので、利益が出ている状況であります。企業団の財政状況も今後ますます厳しくなっておりますので、その利益を料金の値下げをして、黒字還元をしてはとのご質問かと思いますが、企業団内部で管理者を含めて検討した結果、これから厳しい状況でもありますので、今の現状で進めてまいりたいと検討しているところであります。

以上です。

○議長（長岡久夫君）

工務課長、石田勝久君。

<工務課長、石田勝久君 登壇>

○工務課長（石田勝久君）

水道事業の加入促進についてということでお答えいたします。

加入促進の検討といたしましては、県南水道の使命でもあり、責任引き取り水量の解消にもつながりますので、検討しております。決算の中でということですが、6月1日から毎年全国的に水道週間において水の大切さ、加入の方を市役所の垂れ幕とか、戸別訪問、公用車等に加入のPRを行なっているところであります。

現在の内容といたしましては、配水管の整備地区で未加入世帯の加入促進を現在、管理職者を中心に13班を編成し、龍ヶ崎地区の未加入の2,400戸に加入のPRをしているところでございます。

早急に結果が伴うとは費用の点を考慮すると考えにくいとは思いますが、将来的には使用してもらえるものと確信をいたしております。また大口需要者に当たる学校関係、病院等の加入金の算出基準を過去3年間の平均使用水量に今年の9月より見直し、加入促進を実施いたしております。今後の対応といたしましては、住宅密集地区での整備のされていない地域の配水管の整備、学校関係、病院、工場等の勧誘を積極的に行なってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番（鈴木かずみさん 自席より）

答弁もれがあります。加入金の平均額等についてです。

○議長（長岡久夫君）

工務課長、石田勝久君。

<工務課長、石田勝久君 登壇>

○工務課長（石田勝久君）

加入金の平均額ということではありますが、企業団の給水条例で定めてありまして、1世帯250,000円、1㎡当たり250,000円ということで現在負担をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

加入促進についてなのですが、本管を整備していても加入をしていない世帯が何世帯あるのかという答弁も無かったのですが、本管を整備しているところは当然、加入して欲しい世帯でありまして加入しない1番の理由は加入金が高いということだと認識しておりますけれども、加入金を下げても加入者が増えればその分収入が増えると思うのですが、その関係についての試算、方向性について伺えればと思います。

それから、先ほどの繰り上げ償還について、お話があつていろいろ努力されているということなのですが、県内1箇所ということで、検討されていてそれに対しての研究というお話があつたのですが、どこでそのようなことが検討されているのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。事務所長、関口昌男君。

<事務所長、関口昌男君 登壇>

○事務所長（関口昌男君）

ご答弁申し上げます。

加入金につきましては、以前にもご説明した経緯がございますが、茨城県南水道企業団の水道料金の改正が昭和50年代、2年おき、3年おきと頻繁に行なわれておりました。その時点で当時の企業長、議会の議員の皆様のご協力によりまして水道料金を上げる代わりに、加入金でその分をまかなうと、そういう趣旨で加入金を徴収し始めました、当時57年でございます。これが現在でも水道料金でまかないきれない企業団の財政を加入金は支えていますので、先日の会議でも企業長の方からも指摘がございましたように、料金でまかなえるように努力しなさいとそういう指摘も受けておりますので、これについては内部にお

いて十分協議をしまいたいと考えております。

それと、償還金の繰上げ関係でございますが、先ほどの質問にもございましたように、17年度どのような要望を出したのかということでございますが、今、手元に日本水道協会と全国企業団協議会の要望の状況が入っておりますが、企業団総会におきまして、これらの企業債の借り換え制度の拡充と、緩和、補助関係も拡充してくれるようにと決議いたしまして、水道1事業では要望がなかなか届かないものですから、こういう団体を利用いたしまして、国の方に厚生労働省ないし総務省、財務省の方に陳情を繰り返して行なっております。

以上でございます。

○4番（鈴木かずみさん 自席より）

答弁もれがあります。県内1箇所の名前です。

○議長（長岡久夫君）

会計課長、大津良子さん。

<会計課長、大津良子さん 登壇>

○会計課長（大津良子さん）

お答えします。石岡市にあります、湖北水道企業団です。同じ企業団ですのでお互いに電話しあって勉強しております。予算等まだ進めていない状況ですので、一応計算したということです。

よろしく願いいたします。

○議長（長岡久夫君）

以上をもちまして、鈴木かずみさんの質疑を終わります。

これで提出議案の質疑が全部終了いたしました。

◇討論

○議長（長岡久夫君）

これから討論を行いたいと思います。討論はありませんか。

まず、反対の方の発言を許します。4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

第2号議案、決算に対する反対討論をします。16年度決算は業務の状況は給水戸数、年間総給水量、有収率ともに増加をし、純利益は2億5,336万円、給水収益、加入金もそれぞれ増加をしております。なお報告によれば建設改良費の繰越は3億7,540万円を超えております。3年前は1億円、次は2億円、今回は3億円と増えております。建設改良費の継続繰越も1億円を超えて増えております。この上に県との契約水量の見直しを図り、企業債の借り換え、繰り上げ償還などに道が開ければ、加入金や基本料金以下の使用世帯

に対する住民負担を軽減することが出来ます。

住民自治の精神に立てば、企業長が主人公でもなく、事務所長が主人公でもなく、利用者、住民1人1人が主人公であることを忘れてはならないと思います。国も地方も財政難、行革だと大騒ぎをしている時代に、公営企業にとってもいかに住民負担を減らすことが出来るかを追求すべきであり、公営企業として儲けることに主眼を置いては本末転倒ではないかと考えます。国の悪政の下、特に高齢者や若者が苦しい生活を余儀なくされています。儲けが出れば即住民負担を軽減するべきと考え、議案第2号決算に反対をいたします。

○議長（長岡久夫君）

次に、賛成の方の発言を許します。他にございませんか。
討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◇採決

○議長（長岡久夫君）

これから議案第1号から議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。
議案第1号、茨城県南水道企業団の設置等に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の議員は、起立をお願いします。

＜賛成者起立＞

○議長（長岡久夫君）

起立全員でございます。従いまして、議案第1号は原案のとおり可決しました。

次に、議案第2号、平成16年度茨城県南水道企業団水道事業会計決算については、原案のとおり認定することに賛成の議員は、起立をお願いいたします。

＜賛成者起立＞

○議長（長岡久夫君）

起立多数でございます。従いまして議案第2号は原案のとおり認定しました。

◇日程第5 一般質問

○議長（長岡久夫君）

日程第5、一般質問を行います。通告の順番に発言を許します。まず、1番、朝比奈通子さん。

＜1番、朝比奈通子さん 登壇＞

○1番（朝比奈通子さん）

大変恐縮ですが、時間のない中なるべく親切に内容をお伝えするようと思い通告書を書いたのですが、どうも通告に従いますとかえって内容が分かりにくくなってしまいましたので、すみませんが整理しながら全体を包含して質問を進めさせていただきますことをまずお許してください。

では1番目、昭和53年県企業局との間の水道用水需給等に関する契約についてお尋ねいたします。県南水道の事業年報をひも解きますと、昭和36年12月9日の茨城県南水道組合設立申請から始まっていることが分かります。翌年1月の設立許可、3月の事業経営認可で経営は始まっていると思います。約40年の歴史を持つ水道事業だということが分かりました。その事業年報の中で、昭和53年5月30日茨城県企業局と水道用水需給等に関する契約の締結という項目がございます。翌54年には茨城県企業局と県南広域水道用水供給事業の実施に関する協定書締結、56年には県南広域水道用水供給事業に関わる水道用水需給等に関する契約締結とあります。要はこの時期に今の県南水道の事業規模として給水人口238,120人、計画1日最大給水量95,000m³が決まったということになります。そして現在に至っているということになるのだと思います。

県南広域というのは県南水道企業団を含む土浦市や守谷、筑南水道企業団などのことで、県南水道企業団だけのことではありません。先ほど、企業長の方から守谷市と利根町へ合計6,300m³を融通する、つまり、県南水道から、今まで垂れ流している水の中から6,300m³を売るということでしょうから、大変良かったなというふうに思っています。この事業年報の中にはこれらのような県の企業局との間の水の需給に関する具体的な契約等が実はその後見当たりません。気がついて少し驚いています。

ここで質問させていただきますが、この53年の契約の内容についてご説明をお願いいたします。そして40年の歴史の中で、これらの27年ほど前に結んだ契約しか、県と県南水道の水の需給に関するものはなかったということをご存知かどうか企業長、副企業長にお聞きしたいと思います。そして昭和56年に今の計画に至っているようですが、53年の契約とどのような違いがあったのかをお答えいただきたいと思います。

27年も前の契約が変更もされず、見直しもされてもいないということになります。言い方を替えれば27年間も有効な計画を立てたという、大変有能な計画だったということかもしれません。今回、この件に関して伺うきっかけは八ッ場ダム裁判にあります。私も住民訴訟の原告団に名前を連ねておりますが、その裁判の中で水の需要がまだ足りていないので利水の面からも八ッ場ダム建設の必要があるという被告側、つまり、県知事や企業局側の弁護団の証拠書類に、これらの計画を策定する基となった書類が提出されているのです。被告団の証拠書類乙28号証というのがそれです。これらの契約のきっかけとなったと思われる広域的水道整備計画策定の要請書というものでございます。今回、この広域的水道整備計画策定の要請書というものは、実は県南水道企業団を含めて、10自治体、2団体の印鑑が押された正式な書類であると認識がされます。我々1市4町5村2企業団においてはという言葉から始まりまして、水源の確保とこれによる安定給水が焦眉の急でありますので、県において霞ヶ浦水道用水供給事業の拡充整備を中核とした水道の広域的水道整備計画を正規に定められるよう要請いたしますということを出しております。昭和53年12月6日付けで、当時の竹内藤男茨城県知事宛に土浦市長から始まって県南水道企業

団まででございます。この内容は実は霞ヶ浦導水の根拠であったわけですが、今回の八ッ場ダム裁判の中でも、各市町村がまだ水を足りていないと言っているとした上で、その根拠として、この要請書が提出されています。

通告書の3は同じことの繰り返しになってしまうのですが、この根拠となる資料はどのような経過と認識の中で作られたのかまた、その具体的な数値は企業団が自分たちで決めたものなのかどうかを伺います。時もずいぶん経っていますので正確なところは分からないかも知れませんが、きっと様々な方面からお調べいただいたと思いますので、よろしくご回答のほどお願いします。

1番目の最後に、この27年前の契約というか計画はなぜ今まで見直されることも無かったのかお答えをいただきたいと思います。そして、いつも水余りを指摘されている現状を踏まえて、公営企業として受益者に納得してもらえるように独自の計画を策定して県に対して提出すべきだと思いますが、そのお考えがあるかどうかお尋ねいたします。補足させていただきますと、水道用水に関する契約の類はこれらだけですが、実は県の供給水の料金に関しては、この40年の歴史の中で10回ほど改定されています。昭和57年の92円が最高額で、今は半額の45円です。穿った見方をすれば、結局県は給水量を変えられない分、この浄水の単価を変えることで対応してきたというか、何とかある程度の安定経営の後押しを、責任を取ってやって来たのではないかと思ってしまうわけです。

後で触れますが、料金設定の基本を節水や省資源の理念においていることから考えれば、毎日かなり大甘に少なく見積もっても2万m³の水を垂れ流すこと自体が矛盾の極みと言わざるを得ないのです。こういったことを踏まえて、やはり責任ある公営企業として県から求められなくても、これだけ変化の激しい時代を過ごしているわけですから、独自にでもある一定期間を定めてでも水に関する需要計画などは策定して提出、そして公開すべきだと思いますが、いかがなお考えになるかお聞かせください。

2番目に水道料金体系についてです。今でも小口の利用者や少人数世帯の増加など現状を踏まえたもっと親切で、きめ細やかな料金体系を構築できないかなどと伺ってきましたが、今回の一般質問のヒアリングの中ではまだ検討段階に無いということで大変残念です。県南水道のように広域でスケールメリットなどを享受できるはずの事業形態が、実は守谷市などのような単一自治体での取組よりも機動性を欠き、受益者の期待に応えられないのは本来合理的ではないとまずは申し上げておきたいと思います。

では、今回の質問に入らせていただきます。1として、家事用と営業・団体用など大口需要者の給水単価が違うのは水余りの今、全く合わないのではないか、その現状をどう認識しているのか。2番目、自治体の水商売とか地下水ビジネスも盛んになっている現在、公営水道をどう守っていくのかという2点についてお伺いします。

先ほども申し上げましたが、今の水道料金の根幹は省エネや省資源の考え方で設定されています。ここ県南水道企業団も同じはずですが、昭和57年の料金体系から顕著にその傾

向になっています。家事用と営業・団体用は単純に今の超過量の1 m³では1.7倍ですが、基本料金、量水器使用量等まで入れて計算すると、水の単価は概ね約2倍になります。市場原理から言うとおかしな話です。大口の消費者の方が高いということになります。沢山買えばまけてもらえるという当然のような原則は当てはまっていません。以前は口径による基本料金に差がありましたがさほどではなかったことを考えれば、これはやはり時代の中で省エネ、省資源の考え方でやってきたのだなと納得はいたしますが、今の社会経済状況などを考えるとき、再考の時期に来ているのではないかと考えますがいかがでしょうか。どのように認識しているのかお伺いいたします。

次に、2番目についてです。今までガス、電気、石油などは多少の互換性もありましたが、水道に関しては取って代わるものではありませんでした。しかし、今や自家用の井戸、防災井戸、公共水道だけではなく、最近自治体等の水商売とか主に飲料等で、各自治体で名を売ってペットボトル等で供給しているところも出てきています。また大口利用者は営業、工業用に地下水ビジネス等が取り入れられて、ずいぶん事業形態も変わっています。使わない循環しない地下水はだめになるということをご存知のとおりです。また上野駅が地下35mの所から27mの所まで上昇してきているというのもご存知のことと思います。

地下水を一定に保つということの重要性が再認識されて、定点モニタリングを始める自治体も出てきていますし、何よりも地下水を公共財と考えるようになってきています。併せて技術の進歩で、マクロ膜と呼ばれる何層にも重ねた膜で作った髪の毛のように細い管を束ねた管を通すと、墨汁でも一気に飲み水に出来るよう技術が開発されて、工業用水や病院など大口の需要者は自ら地下水を掘って使うことに切り替えている業者も出始めています。いわゆる地下水ビジネスで、年々盛んになっています。県南水道供給範囲の中にも地下水利用の事業所も有るといふふうに認識しています。これら地下水を掘ることによって大口の利用者で、3年ほどで原価が取れると聞いております。近隣では日立市などがひたちの水などと銘打ったペットボトルを販売し始めましたが、自治体のイメージアップにもなるということで、こういった水商売もますます加速されそうな勢いだと朝日新聞が報じていました。公共料金の中ではバブル崩壊後、全国平均ですが実は電気料金が1.2倍、ガスが3倍、ところが水道料金は9倍に上がっているそうです。安心で安全で安定的な公営水道事業者としてこれらの状況を踏まえて、今後どのように県南水道事業を守っていくのか具体的にお考えのことがあったらお聞かせください。

3番目に検針員制度についてお伺いいたします。検針員はもともと地域に密着した個人に委託する形で仕事をしていただいているということです。主に地域の主婦の皆さんに愛される良い仕事だと評価しています。最近、私の知り合いの検針員さんが病気で入院をして2ヶ月ほど仕事を休んだそうですが、委託会社の方が来てやってくれて安心して療養ができたと言っていました。財政的には水道企業団が検針業務にかかる金額は、個人委託でもいわゆる外注でも変わらないと聞いていますが、個人委託と外部委託とはどのよう

に区別されてお願いしているのか、その比率、全体で何名の方が必要で個人委託は何名で外注はどの位しているのかということをお尋ねいたします。また今後の方向としてはどのようにしていくお考えか1点目に質問いたします。

2つ目ですが、これも以前質問いたしましたやはり治安の問題はかなり不安になっていて検針員さん達も不安に思うことも多いそうです。一方家庭の方からは男性の検針員さんが入ると申し訳ないけれども不安になるとの声が届いています。やはり地域に密着した女性の検針員さんが喜ばれている現状があるようです。防犯パトロール中等といった腕章や様々な車に乗って今、地域の中を巡回されている方々が大変多くなっていますが、実は自分たちの身を守ることになるというこの腕章が県南水道の検針員さん達にもお願いすることは出来ないか、もう1度お尋ねいたします。防犯ブザーを首に下げながら、警察の生活安全課にご指導いただく程度ですけれども、やはり自分の身を守り、社会貢献にもつながるこういったことをもう1度事業の中に取り入れていただくことをご検討いただきたいのですが、その辺の考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

朝比奈議員の質問にお答えいたします。

まず、水道用水需給等に関する契約の内容についてであります。水道用水の需給に関し茨城県企業局長と茨城県南水道企業団企業長間で、需給責任、料金の調整、供給方法、協議についての契約を締結したものであります。昭和56年11月27日に締結いたしました県南広域水道用水供給事業に関わる水道用水需給等に関する契約は、それまで締結しておりました茨城県霞ヶ浦水道用水の継続的需給に関する協定書、及び水道用水需給等に関する契約書等が消滅いたしまして、茨城県企業局長と茨城県南水道企業団企業長間で水道用水の需給等に関し、契約書を締結したものです。

また、4半世紀もの間、水の需要計画を見直していないようだが、現状を踏まえ独自の計画を県に提出する考えはとのご質問であります。当企業団では平成17年3月30日付で、茨城県保健福祉部に県南県西地域広域的な水道整備計画策定に関わる水量を提出しております。

次に、水道料金体系についてお答えいたします。ご存知のとおり、当企業団では用途別料金制を採用しております。それぞれの用途ごとに、基本料金と超過料金の単価が異なる設定をいたしております。朝比奈議員のご提言につきましてはよく理解しているところではあります。企業団の現在の料金体系は一般の方が生活用水として使用している家事用料金につきましては低廉に設定をし、多量の水を使用する団体用・営業用については、少

し割高の料金を負担していただくように設定をしているわけでありませぬ。

水道料金の設定につきましては、公正で妥当性のあるものでなければならぬわけでありませぬが、社会的な事情等の配慮を加える必要性もあると思われませぬので、今後におきましても水道料金の見直しの必要性が生じたときには社会的な事情等を考慮し、よく検討をしてまいりたいと考えております。

もう1つの地下水ビジネス等の問題でありませぬが、ここ数年前からペットボトルによる水の販売、また地下水の利用によるビジネスが増えてきていることは事実でございます。企業団といたしましても地下水の使用を規制することは出来ませぬが、水道事業の安全性と安定給水のPR、及び加入促進を積極的に推進し、給水量の増大を図り、責任ある安定した給水を行い、使用者の方々から信頼される企業団として今後も運営してまいりたいと考えております。

最後に検針員制度についてお答えいたします。個人委託と外部委託はどのように区別されているのかとのお質問でありませぬが、個人と法人の委託業務内容、及び条件に変わりはございませぬ。法人に委託をする場合は、検針員が欠員となった地区を委託しております。また、防犯巡回の腕章着用につきましては、前回の定例会においてご提案頂き、趣旨につきましてはよく理解いたしておりますが、企業団独自ではなかなか難しい点もございませぬ。構成自治体、警察署等の機関から要請があった場合は、前向きに検討したいと考えております。研修につきましては、必要に応じて研修会を行ないたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

1番、朝比奈通子さん。

<1番、朝比奈通子さん 登壇>

○1番（朝比奈通子さん）

2回目の質問をさせていただきます。1回目に副企業長の方々が内容をご存知かどうか、すみませぬがお答えをいただきたいと思ひます。それから事業年報の中には私15年度の分しかいただいてなくて認識が無かったのですけれども、今年の3月に提出した内容、給水人口と計画水量が有るのかと思ひのですけれども、その辺に關してもう1度細かいことを教えていただきたいと思ひます。やはり私は垂れ流している水がただであれば良いのですけれども、あれに対して2億5,000万円ほどの赤字というのは1日に2万m³垂れ流すとすると1年間で大体2億円と言われていませぬので、まさしくその分ではないかと思ひます。垂れ流すのであれば安く使っていた方が良いと思ひますので、その辺の認識をもう1度お伺ひしたいと思ひます。

それから53年の時に名称が変わってまた新しく契約をし直したということで、そこから始まっているように事業年報の中で入れたのだというように理解をしまひましたが、それは

それで必要だったからそういうふうにしたのだと思うのですけれども。やはり水が余っていて、今回守谷とか利根の方に水が回せるようになったということはとても良かったと私は思っているのですが、やはりこういった水余りの現象を何とか解消するようなことを検討していただきたいというふうに、前に料金体系についてお尋ねをした時に所長の方にお尋ねをしました。所長も実はそれが1番困っていることなのだというふうに本音をお聞かせいただいたのですけれども、それでこれから水の営業もして欲しいというように要望をしたのですけれども、その後その件に関して何か具体的なことが有ったかどうか、有ったらどういうことをしていただいたのかお尋ねをしたいと思います。

それから検針員制度についてなのですけれども、欠員となった地区を外部委託するというように今、企業長の方からお答えいただきましたけれども、結局欠員になったところからどんどん外部で埋めていってしまって、新しく個人委託の事業者という形ではお願いをしないという方向性だというふうに理解してよろしいのかどうか、2回目お尋ねをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。副企業長、塚本光男君。

<副企業長、塚本光男君 登壇>

○副企業長（塚本光男君）

朝比奈議員の質問にお答えをさせていただきたいと思います。

先ほど企業長の方から答弁があったと思いますが、水道用水需給等に関する契約について副企業長はその事実を知っているのかというご質問でございますが、当然私も副企業長も、企業長会議というものも開催しておりまして、そういった中で95,000トンの契約水量というのは当然分かっておりますし、守谷、利根町に融通をいたしました6,300トンの部分に付きまして企業長間の中で協議をしておりますので、十分理解をしているところであります。そういった中で、当然水余りの問題があることも我々も認識をしております。常に企業長間で、特に大きな建物に対する加入促進について我々3人が先頭に立って一所懸命水を売っていかうというようなお話もさせていただきました。そういった中で、私取手市の考えですけれども今、取手、北相馬の医師会病院が100床増築をしております。そうした中で見直し等も行なっていただいて、そこに水道を引いていただけるように手続きもさせていただきました。また市内にもいくつかの大きな建物もございますけれども、そういった所についても順次私の方で営業活動といたしますか、そういったことも行なってまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

次に事務次長、関口禎男君。

<事務次長、関口禎男君 登壇>

○事務次長（関口禎男君）

それでは茨城県福祉部に提出いたしました水量の件につきまして、ご説明いたします。この計画ですが、茨城県が進めております県の水需要計画に合わせまして平成 32 年度までの水量で出しております。その内容といたしましては当然、水量の見直しと人口の見直しを行ないまして平成 22 年に 1 日最大給水量 79,120 トン、人口としまして 227,188 人、平成 27 年度、最大給水量としまして 83,760 m³、人口としまして 238,125 人、最終の平成 32 年には 1 日最大給水量が 88,620 m³、人口として 249,250 人という形の計画書を提出しております。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

業務課長、野口君子さん。

<業務課長、野口君子さん 登壇>

○業務課長（野口君子さん）

それでは委託検針につきましてお答え申し上げます。現在、毎月検針しておりますのが 8 万件弱でございます。それから委託の割合でございますが、法人委託の方が約 6,000 件、個人委託は 73 名おりますが約 74,000 件を委託しております。個人委託者は 1 人当たり約 1,000 件程度委託をしております。個人委託者が病気、けが等で急に検針が出来ない時には法人に協力をさせていただいております。今後も個人委託者に欠員が出た場合は法人の方に委託する方向で進んでおりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（長岡久夫君）

1 番、朝比奈通子さん。

<1 番、朝比奈通子さん 登壇>

○1 番（朝比奈通子さん）

3 回目の質問をさせていただきます。やっこの 95,000 という 27 年前からの数字が変わったということを非常に私は、今日うれしく思います。是非、私は 27 年間この数字に向けてやって来た中で、社会の状況等いろいろ合わなくなって来ているのだと思って、もちろん皆さんも思っていらっしゃると思うのですけれども、ところがこういった数字がきちんと県の方と契約されてしまうと、どうしてもこういう中でいろいろ割を食うのは職員さんであったり、受益者だったりするわけで、やはり是非この 79,000 トン今より少ない数字での平成 22 年の数字が出ていますので、これを実現するためのご尽力を、企業長、副企業長、所長の他皆さんでお願いしたいと思いますが、それについての決意のお考えを最後にお尋ねをして終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

当企業団としての経営健全のため、また併せてライフラインの事業、またユーザーであります消費者の皆さん方へ私どもとしては、安くてきれいな水を供給できるように引き続き関係機関への働きかけ、また我々内部での経営努力を進めてまいりたいと思います。

以上をもちまして、企業長、及び副企業長を代表してのご答弁といたします。ありがとうございました。

○議長（長岡久夫君）

以上をもちまして、朝比奈通子さんの質問を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開を午後3時20分とします。

休 憩 午後 3時07分

再 開 午後 3時20分

○議長（長岡久夫君）

休憩前に引続き会議を再開いたします。一般質問を継続いたします。通告の順番に発言を許します。次に15番、貫井 徹君。

<15番、貫井 徹君 登壇>

○15番（貫井 徹君）

現在、環境監視研究所の中地重晴所長は、静かな時限爆弾と称されておりますアスベストによる悪性中皮腫の死亡数は、今後35年間で約10万人に達すると予想しております。それは水俣病を上回る日本最大の公害被害につながると警告しております。

4年前、日本の高度成長期を懸命に担ってきました私と同じ団塊の世代の取手市民が、アスベストによる悪性中皮腫で4年前52歳の生涯を閉じたわけでございます。取手アスベスト被害者を支援する会は、労災手続き、提出書類収集等、全力で遺族を支援、公明党より内閣に送りました環境省高野副大臣、現在は江田副大臣になっております、これも公明党の衆議院議員でございます。また厚生労働省西副大臣、現在は公明党より送りました赤松副大臣になっております。当時の副大臣2人に故人と同じような中小零細企業で働く建設作業員救済を含む法律整備等の要望書を提出しました。本日マスコミ報道で明確になりましたが、中皮腫死亡者及び治療者は原則として全員補償との新法が、来年いよいよ制定となる次第であります。そのような取手市民の死亡に対しまして、公明党取手議員団も、7月27日当企業団の副企業長でもございます塚本市長に公共施設の調査と改良、国・県

との連携、井野団地、戸頭団地等の、及びJR東日本の駅舎、常総線の各駅舎等の調査と改良、取手市役所内にアスベスト相談窓口の設置等を提案いたしました。副企業長である塚本市長は即対処されましたことに、心よりこの場をお借りしまして感謝申し上げます。

通告でも書いてございますけれども、大手機械メーカークボタ、旧神崎工場は1954年から、1954年と申しますと昭和29年、1995年まで、平成7年でございます、水道管等のアスベスト製品を造り、全国に納品していたわけでございます。このような観点から早急に第1といたしまして、当企業団関係のアスベスト管の布設替、第2点といたしまして今日も議会召集で当企業団に参ったわけですが、清々しい職員の出迎え、お茶の1杯も非常に丁寧に、そういった企業長はじめ執行部の皆さん方の教育が行き届いているなど、今日の秋晴れのようなさわやかな感じを受けて今日も来たわけでございますけれども、この一瞬も構成自治体住民のために懸命に当企業団職員が懸命に努力されていると、そのような当企業団職員の健康、生命を守る立場からも、当企業団の布設等のアスベスト対策はどうであるのか伺うものでございます。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

＜企業長、串田武久君 登壇＞

○企業長（串田武久君）

貫井 徹議員のご質問にお答えいたします。

茨城県南水道企業団としてのアスベスト対策を問うというご質問でございますが。水道用石綿セメント管、これは鑄鉄管に比べ大変安く、各事業体でも使用しております。当企業団でも創設時、管の布設距離を延ばすために使用しておりました。

石綿セメント管の撤去作業につきましては、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、作業者の健康障害防止に努めながら施工及び処理をいたしたいと考えておるところであります。

次に、配水場で使用されております天井や内壁の吹き付け材につきましても、現在、専門業者による分析調査の業務委託をすすめているところでもございます。

○15番（貫井 徹君 自席より）

事務局の補足の答弁を求めます。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。配水課長、永井俊一君。

＜配水課長、永井俊一君 登壇＞

○配水課長（永井俊一君）

ただ今、分析調査を進めている所と言いますのは、企業長からお答えしたところではありますが、その結果が出た場合どのように処理するのかということでもあります。方法とし

ましては吹付け材を撤去する、封じ込め、囲い込みといった方法があるわけですが、企業団としましてはアスベストが残らないように完全に撤去して実施いたしたいと考えております。

以上です。

○議長（長岡久夫君）

15番、貫井 徹君。

<15番、貫井 徹君 登壇>

○15番（貫井 徹君）

企業長、担当課長の方から丁寧な答弁をいただきまして、心より感謝しております。そういう中で学校施設等の、文部科学省等の指示によりまして、特に裏階段に1%以上含まれているということで、再度全国的に調査対象となっているところでございます。やはりアスベストの問題は非常に住民等も、クボタの報道がなされる中で、水道管メーカーだったということから心配の声がこれから巻き起こると思うわけでございます。

そういう中で決意を、今日次長が2人いるわけですがけれども宮本次長に登壇のチャンスをおここで与えますので、決意をお願いします。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。事務次長、宮本 満君。

<事務次長、宮本 満君 登壇>

○事務次長（宮本 満君）

貫井議員からのご指名ということで。現在のアスベスト問題について、県南水道においては企業長が先ほど申しましたとおり現在分析調査中でございますので、その結果により何%以上は取替え、何%以上は工事をしなくても大丈夫だという判断基準はあるみたいですが、企業団としてアスベストが含まれるものは全て撤去して、職員及び企業団に来ていただく方々の安全、健康守って、また石綿管等については、水を飲む分については安全性があるということで厚生労働省からの指導がありますが、財政上の範囲内で水道管の取替えを実施し、安全な企業団であるという方向で今後とも運営したいと思っております。よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

以上をもちまして、貫井 徹君の質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。次に4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

一般質問に入りますが、水道料金の値下げについてです。値下げを出来る根拠についてです。決算状況とかいろいろありますが、これまで茨城県は関東一高いと言われる水道料

金の値下げの問題について、多くの指摘をしながら値下げをして住民負担を下げるよう提案をしてまいりました。しかしながらこの県南水道の議会の中でも、なんら値下げに対する理解は示されてきませんでした。1つには毎年続く黒字決算の状況、2つ目には先の県の外部監査に指摘されたように、県から市町村に対して高い水道料金を不当に押し付けられていることの是正の問題、3点目には実態より多い使用しない水の分まで県が県南水道に押し付けている問題、そして4点目には無駄遣いと言われている環境破壊の八ッ場ダム、霞ヶ浦導水事業の見直し、中止が必要であることなど、これら水道事業の抱える問題というのは企業団だけでは解決し得ない多くの問題があるということは十分承知をしておりますけれども、道は開けないわけではないと考えております。粘り強く要求していくことが企業団にとっても必要でないかと考えます。

1つ最近の情報では、県南広域の中でも土浦市では去る9月議会で年度内に基本料金を見直すという方向性が出されたようであります。基本料金以下の世帯に対して早急に値下げをするべきと考えますが、企業団の考え方を伺います。

次に、災害時の対応についてです。最近、特にこの県南地域においても地震が頻繁に起きております。災害時の対応については、前にも質問しましたがけれども、より具体的に伺いたいと思います。1つには災害想定やシミュレーションがどのようにされているのか。地震の場合、企業団はどこの震度計で判断して、震度いくつでどう職員が対応していくのか。牛久市で言いますと、震度5で職員が集合するということになっておりますけれども。それから2月16日の地震の時には牛久は震度4.4で4と報道され、土浦では震度4.5で震度5弱と報道されたようではありますが、0.1の差でも4捨5入で震度4と5に分かれるということにもなっておりますが、県南水道としては具体的にどのようなシミュレーションを基に職員は対応し、関係団体との連携を取っていくのかという点について伺います。

2点目にはライフラインの確保についてです。本管がどの時点で止められるのか、市の給水施設での対応、またその後の普及などについて伺います。

3点目に石綿管の布設替えについて、先ほど質問等もございましたけれども、アスベスト管の健康被害については6月から7月にかけて、クボタや日ガス等が工場労働者やその家族、周辺住民に肺がんや中皮腫などで死亡者が出たことを相次いで発表し、その後大問題になっているわけです。工場や建物に関するだけでなく、一般環境にまで重大な影響を及ぼしております。国の方もやっと新法を作って対応するということになりましたけれども、今から50年も前にアスベストの危険性が公的に指摘されていたにもかかわらず、対応があまりにも遅れていたということは否めない事実です。1つにはその石綿管の安全性についてですが、道路工事が出てくる場合もあると思いますが、現在管の中を流れている水は安全だということですが、その安全性については非常に不安になる部分もあるわけです。管を通る水の安全性、そして工事や地震によって管が破裂した場合の安全性についてどのように考えているのか伺います。

2点目には年次計画を持った取り組みについてです。11月10日に私ども日本共産党の県内の議員団で省庁交渉を行ないました。その際に厚生労働省の交渉の中で、石綿管については特に大都市では早く対応をしていると、地方は遅れているこのような状況もあるようでした。布設替えのための補助金の増額も要求してまいりました。その中で担当官が今、重要な課題と認識していると、国庫補助の3分の1から4分の1を出しているが、国としても前倒しでやれるよう相談に乗りたいと、このように積極的、前向きな答弁をしておりました。企業団内においては全体で1,074kmのうち、8.4%の90kmが石綿管というように伺っておりますけれども、昨年の第2回の定例会では年間2,500mですか、進捗率がわずか3%ということで、この布設替えの状況では実態に追いつかないと思いますが、布設替えの補助金も国に対してもきちんと要求し、取替え促進を行なうこと。積極的に行なって欲しいと思いますが、年次計画を持って大幅に布設替えに取り組む考えがあるかどうか伺います。

最後になりますが、構成団体からの要望をどのような優先順位で整備を進めていく考えかということについてです。本管の整備についての要望というのは、各構成団体を通じて多くなされているところと思いますが、住民の要望は多様でありまして、産廃などの埋め立てによって地下水に不安を感じている場合もあり、かといってなかなか企業団の基準に合わない場合もある。市の方では、住民からの要望を総合的に判断して提出をし、整備の要望をしているわけですが、何度要望をしても取り上げられないケースもあり、どのような優先順位を持って整備をしていく考えなのか伺います。

以上です。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

<企業長、串田武久君 登壇>

○企業長（串田武久君）

鈴木かずみ議員のご質問にお答えいたします。

まず、水道料金の値下げについてであります。公営企業であります水道事業は、すべての費用を水道料金で賄わなければならないことが基本原則であります。

当企業団の水道料金は、現在、給水原価を下回った単価で、需要者の皆様方に供給いたしております。財政状況を見ましても、加入金収入で水道料金の値上げを抑制している現状でありますので、現行の水道料金を少しでも長く維持し、水道事業を運営していくことが必要であろうかと認識いたしておりますので、今後も現行の料金体系で進めてまいりたいと考えております。

次に、災害時における対応についてお答えいたします。当企業団では、緊急時には日々の漏水修理体制及び地震防災応急対策マニュアルの作成をいたしておりますので、それに基づいて迅速な対応をすることになります。また、ライフラインの確保につきましては、

災害、漏水が発生した場合に備えて給水が停止できるように、各所にバルブが設置されており、小規模な災害が発生した場合には、需要者への被害を最小限に抑えるバルブ操作により、ブロック給水で対応いたしております。甚大な被害の場合には状況にもよりますが、各地区にある配水場での送水停止、大口径の配水管で停止する等の対応をし、さらにこの配水池を利用して需要者への給水をするようになっておるところでもあります。

続きまして、石綿管の安全性についてお答えいたします。まず、石綿管を通過した水についてであります。厚生労働省では、平成4年に改正した水道水質基準の検討時に、アスベストの毒性を評価しましたが、アスベストは呼吸器からの吸入に比べ経口摂取に伴う毒性は極めて小さく、なお、水道水中のアスベストの存在量は、問題となるレベルにないことから水質基準の設定を行わないとしたところでもあります。このことから飲み水としての水質の安全性については、問題ないものと考えております。また、石綿管の耐震性につきましては当地域の地震において、石綿管の漏水は未だ発生しておりませんので、特別な地震でない限り震度5程度の地震には耐えられるものと認識しております。

次に、年次計画を持った取り組みについてであります。平成16年度まで、石綿管布設替えの計画をいたしましたが、構成団体の普及率向上のため、未整備地区の管網整備を重点に進めておりますのが現状でありますので、何とぞご理解を賜りたくお願い申し上げます。

最後に上水道について構成市からの要望を、どのような優先順位で整備していく考えかのご質問にお答えいたします。構成市から要望のございました地区で、現在、未整備となっている地区が29地区ございます。優先順位につきましては、要望地区の調査を実施後、予算との均衡を計りながら、今後、計画的に整備を進めてまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

4番、鈴木かずみさん。

<4番、鈴木かずみさん 登壇>

○4番（鈴木かずみさん）

水道料金の値下げについては、相変わらず厳しいということですが、基本料金以下の世帯数について伺いたいと思います。基本料金以下の世帯ということで、高齢者だけでなく今、若者の状況が非常に厳しくなっているということで、生活が困難な若い人たちも非常に増えて、働く場所が無いとか、有っても派遣とか臨時パートということで、今まで考えられなかった若者の状況も出てきております。基本料金まで使わない世帯、その負担を減らすことに道を開く考えはないか、やはり再度伺いたいと思います。

それから災害時の対応について、シミュレーションがあるのでそれに基づいてやるのだということなのですが、具体的にお聞きをしているところの答弁がございませんでしたの

で、さらに具体的なところで伺いたいと思います。それと災害時の水道に関する最高の責任者がその時はどうなるのかが良く分からないのですが、企業長なのか、所長なのか、例えば牛久市で何かあった場合に、即決で指令を出すことの出来る責任者が牛久市のことであっても水道に関する事は企業長である龍ヶ崎市長の串田市長になるのか、関口所長になるのか、確認をしたいと思います。

石綿管の安全性についてなのですが、この健康被害が約40年かけて発病するということが、厚生労働省が安全だと言っても後でどう変わるかも分からない面もあるのではないかと思います。水道管の中を通る水はとりあえず安全だという通知をもらっているということなのですが、工事や破裂の場合などにどういうふうになるかということ、大変大きな問題にも発展しかねないということもありますので、1つ古い管ですので企業団の中ではどうなのかということをお伺いしたいのですが。地方によっては図面上でも分からなくなっているというところも有るみたいですので、そのようなことはこの中では有るのか無いのか、全て図面で、またパソコンでどこが石綿管なのかということが把握できる状況になっているのかどうかということをお伺いします。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。事務次長、宮本 満君。

<事務次長、宮本 満君 登壇>

○事務次長（宮本 満君）

それでは私の方から基本料金の件に関してお答え申し上げます。

基本料金 10 m³以下の現在の件数でございますが、16年度末で10 m³未満の使用者は家事用料金で20,406件、家事用全体の26.8%となっております。また、8 m³以下ですと18,230件、5 m³以下の使用者については11,427件、15%となっております。鈴木議員さんがおっしゃいましたとおり、最近高齢者とか単身者とか節水型の機器の普及により1世帯当たりの使用水量が減少しておりますので、件数は増えても水量は増えないというような現状でございます。利益が出ているから基本料金も引き下げて、そういった高齢者とか単身者に還元してはという趣旨かと思いますが、現在の県南水道の基本料金については10 m³で1,400円、この料金については茨城県内でもほとんど10 m³という基本料金を設定しております。料金について県内では決して高くなく、低い方でございます。全国でも平均より少し低いくらいでございます。もし家事用料金を基本水量5 m³に設定し計算してみますと、約1億円の減収となります。先ほど料金だけでは2億5,000万円ほどの赤字となりますので、さらに1億円の赤字で3億5,000万円の赤字となりますと、加入金がそこそ入っても財政は大分厳しい状況となります。その分営業用、団体用の方を上げるかといっても、朝比奈さんのご提言もありましたように、なかなかそれも出来ません。大口使用者の料金を上げますと使用量が減る分、地下水を使用して収入がまた減るということで、今後どのような料金体系が良いか、そのような時が来た場合は真剣に考えなければならない

と思います。

また1回目で、土浦市さんが基本料金を下げるといふ検討をしているわけですが、新聞等を見ますと、土浦市さんは基本料金が1,650円でございます。県南水道は1,400円でございますので、250円高くなっております。超過料金についても当企業団より高い設定となっております。財政状況を見てみますと、土浦市さんは普及率も90%となっておりますので、給水単価を上回っております。経営として加入金に頼っておりませんので、純利益も毎年4億円ほど出ております。土浦市さんは、財政的にも良い状況ですので基本料金の値下げも出来るのかなと考えております。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

管理課長、野口 勇君。

<管理課長、野口 勇君 登壇>

○管理課長（野口 勇君）

災害シミュレーションの具体的な内容ということでご説明します。

地震等が発生する恐れがある場合、または発生を察知したときは企業団事務所と連絡を取ること、集合場所は企業団事務所とすること等、職員1人1人が心得ております。さらに災害対策本部配備基準を設定しております。配備区分、配備の時期については災害が発生した場合の被害程度あるいは予測される被害の規模により、1号配備から4号配備を設定いたしております。それらに基づき迅速な対応をいたします。

これとは別に、日本水道協会、企業団協議会等の災害支援協定により連携をとって対応したいと考えております。また各市で実施しております防災訓練にも積極的に参加し、災害に対する意識を高めております。シミュレーションについては以上でございます。

市の給水施設の対応、災害後の復旧ということでご質問があったかと思いますが、避難場所付近で市が設置管理している飲料水、また耐震型貯水槽が各市3基設置されておりますので、各市の協力を得て需要者への一時的な給水は可能であります。その後の復旧については、緊急修繕工事契約を締結している60の業者にて、復旧工事を行うことになっております。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

事務次長、関口禎男君。

<事務次長、関口禎男君 登壇>

○事務次長（関口禎男君）

それでは石綿管の布設替えまた石綿管の安全性、年次計画についてお答えいたします。

まず石綿管の補助金についてでございますが、補助を受ける制度には採択基準の条件がありまして、条件の中に給水人口が5万人未満ということがあります。当企業団の場合は

現在約 21 万人の給水人口でありますので該当しておりません。それから補助金の要望でございますが、当企業団の会員になっております日本水道協会、全国企業団総会をとおしまして要望しております。

取替えの促進をどう図っていくのかということでございますが、布設替えに関しましては、廃棄物の処理及び清掃に基づく法律に基づき処理するようになっております。その中に、石綿の場合は飛散性のものと非飛散性のものがありまして、飛散性の代表としましては体育館の天井等、建物の内装に吹き付けられた内装材がありまして、非飛散性の代表が石綿管でございます。石綿管は特別管理産業廃棄物に当たりませんので、一般のがれき扱いとして埋め立てることができますので、そのような形で処理をしたいと思います。また撤去作業に付きましても、労働安全衛生法、石綿障害予防規則に基づき、処理するようにいたしたいと思います。

次に石綿管の管理に関しまして、当企業団ではコンピューターで管理しております給配水管路台帳管理システムがございますので、そちらで管理しております。

それから水質についてでございますが、WHOが策定しております、飲料水水質ガイドラインにおきましても飲料水中のアスベストにつきましても、健康の安全上ガイドラインを設定する必要が無いとの結論でございますので、安全と考えております。

以上です。

○4 番（鈴木かずみさん 自席より）

最高責任者についての答弁をお願いします。

○議長（長岡久夫君）

事務所長、関口昌男君。

<事務所長、関口昌男君 登壇>

○事務所長（関口昌男君）

鈴木議員の答弁漏れについて、答弁いたします。

災害時の責任者でございますが、先ほど担当課長から 1 号から 4 号までの体制があると、その中で 1 番軽易な状況であります、軽い災害的なものについては 4 号配備としまして私事務所長と担当 2 次長が最高責任者となって、水道整備についての指揮をとる形になっております。これは一般的には漏水等の処理であります。それから一番重い 1 号配備については水道に対する災害対策本部を所長、次長が行ないまして、その上に各構成団体の長が市の災害対策本部の本部長となっておりますので、その下に付く形になります。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

以上をもちまして、鈴木かずみさんの質問を終わります。

通告の順番に発言を許します。次に 9 番、山本 南さん。

<9 番、山本 南さん 登壇>

○9番（山本 南さん）

通告に従いまして一般質問を行ないます。始めに水道料金体系の見直しについてお尋ねいたします。その中で先ほど通告書の方には料金の見直しと書かれてありますが、私は基本水量の見直しとした題で通告したと思いますので、基本水量の見直しについて質問させていただきます。この件は先ほどからもありますけれども、住民のニーズが多く大事なことですので、質問させていただきます。

現在、地球温暖化によるものと思われる洪水が多発しております。例えばハリケーンカトリーナですとか、また国内でも大規模な災害が発生しておるのも地球温暖化ではないかという説もございます。地球温暖化に対する温室効果ガス排出の現状を鑑み、燃料使用量と電気使用量の削減に力点を置かれておりますが、水道の供給、用紙類や製造、廃棄物の処理などの過程で発生する温室ガスについても削減を図る必要がございます。水の使用量削減、用紙類の使用量削減、廃棄物の減量化等にも取り組む必要がありますが、その上で水の使用量削減は、すなわち基本水量を低く設定することが温室ガスの削減につながると思いますがいかがでしょうか。また先ほども料金の見直しは1億円もの大変な赤字になる、財政が厳しいとのことでございます。確かに今後のことを考えますと厳しいとは思いますが、長年の経済状況の悪化から市民生活は厳しい状況に見舞われております。しかしどんなに経済状況は厳しくとも生活水、飲料水は生涯必要です。このような背景の中、消費者が、すなわちお客様が使用水量の見直しと値下げを望んでいるのですから、当企業団としては徹底して事業の無駄を省くため全事業を本当に必要なかどうか、またアウトソーシングをすべきところはないか等、全ての事業の洗い直しをして歳出削減を行い、そこから捻出された財源を振り向けるよう顧客サービスが必要と思えます。

先日、電力会社各社が値下げを公表しました。燃料等の高騰にもかかわらず。また地球温暖化対策の温室効果ガス削減のため、電気使用量削減等、各家庭で使用量削減を実行しております。使用量も激減していると思えます。そのような中を英断したわけです。当企業団も基本水量見直し、顧客のサービスに応じそのような受益者負担をなくすような考えを皆さんでもう1度考えていただきたいと思えますので、ご意見をお聞かせください。

次に加入金の値下げについてお尋ねいたします。私どもは黒字会計ならば料金も値下げし、加入金も撤廃して良いではないかと企業団に対し公明党として撤廃の要望もいたしました。しかし現在は老朽化した管の布設替えや給水料金だけではマイナスで全て原価で供給しており、また近隣市町村よりも基本料金や超過料金が安いと知り、一気にここで撤廃は無理ではないかと考えます。給水料金で経営できるよう加入世帯を増加した給水が出来れば、その時には是非とも加入金撤廃を考えていただきたいと思えます。

聞くとお聞きによりますと先ほどの報告もございましたが、水道普及に各企業長自らが大口給水者に加入促進のため営業活動をしているとのことでございました。給水戸数が増えたというご報告もございました。各企業長さん方大変ご苦労様でございます。そこです

が現在、加入金が高くて加入できない井戸水使用者は、特に水質検査が厳しくて大変困っている集合住宅、アパート等の安全性の高い水道水を使用していただくため、加入金を値下げして加入していただき、安全な水を飲んでいただくべきではないでしょうか。全て出来ないのではなくて、投資的値下げで給水量が増えれば相対的には収益になると思います。公営といっても企業でございます。ぜひともこの辺を考えていただき加入金の値下げの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、本管布設要望書の記載についてお伺いいたします。

住民が供給をしていただきたいと署名簿に記入する際、署名された方は必ず加入するという確認を取るような記載がございます。署名者にとってはすぐに加入する人や、すぐには加入できないが将来、家庭内布設の費用や加入金が蓄えられたなら布設しようと署名している人もいると思います。水道業者は布設するのが義務であります。引くか引かないかは本人の選択でもあります。強制的な書き方はどのようなものか、この辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

次に有害な鉛管対策についてお尋ねしたいと思います。まず5項目について、お伺いしたいと思います。1点目は当企業団における鉛管の状況と、給水世帯のうち何世帯が使用されているのか。2点目は各世帯ごとに使用している鉛管の長さは掌握しているのか。3点目は蛇口や水道メーターからも溶け出すという調査もありますが、どのようになっているのか。4点目は事業所における水質基準はどうなっているのか、鉛による毒性はどのようなものかお聞かせください。5点目は鉛管に対して企業団はどのような対策を進めているのかお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、石綿管についてお尋ねいたします。先ほど鈴木議員もお尋ねしておりますので、私の方からはこの布設替えに対してはどのような管を用いるのか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。そしてまたその管は安全性をどのように認識しているのか。布設替えに関しては給水管は先ほど補助対象に無いということでございましたが、その要望活動を実施したとお答えいただきましたが、要望に対して効果が出ているのかどうかお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わりといたします。よろしくお願いたします。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。企業長、串田武久君。

＜企業長、串田武久君 登壇＞

○企業長（串田武久君）

山本 南議員のご質問にお答えいたします。

まず基本水量体系の見直しに関しまして、地球温暖化対策の一環として水の使用量削減の上からも基本水量の見直しをしてはどうかという質問でございますが、有収水量が減少するということを考えますと、水道事業者にとりましては財政上は良い状況ではないとい

うことです。しかしながら地球温暖化の問題は全世界の問題であります。我々水道事業者も真剣に取り組まなければならないと考えております。

水の使用水量削減の取り組みにつきましては、当企業団として特に行なっておりませんが、企業団の封筒には「水を大切に使いましょう」という印刷をし、PRをしているところでもあります。基本水量等の見直しにつきましては、財政上その時期がきた際に、十分に検討をしてみたいとこのように考えております。

次に、加入金の値下げについてであります。加入金制度につきましては先ほど来、答弁をしているところでありますが、昭和 57 年度より導入をいたしまして、現在に至っております。加入金制度を採用した理由といたしまして、第 1 に水道料金の軽減を図る目的、第 2 に需要者間の負担の公平化を図る目的がございます。他事業体の状況につきましても、平成 15 年 4 月時点において県内 72 事業体のうち、68 事業体で加入金制度を採用しているところでもありますので、この点につきましても十分なるご理解をお願いを申し上げます。

次に、上水道布設の要望書の記載につきましては、これは 2 件以上の要望について受付をしております。企業団の使命は、議員ご指摘のとおり全地区に配水管を網羅することと考えておりますが、多数の要望者からの要望がありましても実際の加入者が少ないことが多々ありますので、要望者の意思の確認をする意味で要望書の記載もそのような文章となっていることも、ご理解いただきたいと思っております。

次に、鉛管でございます。この布設替進捗状況についてご報告いたします。平成 17 年 9 月末現在の残件数は、給水件数 80,156 件の約 17 パーセントにあたります 13,510 件でございます。この鉛管布設替工事は平成 14 年度から実施しておりまして、約 2,000 件を取替が終わったところであります。平成 17 年度は 500 件、平成 18 年度は 600 件を取替する予定であります。また、鉛管の長さであります。1 世帯当りの長さはコンピューターで管理しております給配水管路台帳で確認できるようになっているところであります。

また、蛇口や水道メーターからの鉛が溶け出すことに関する調査についてでございますが、給水装置であります水道メーターについてのお答えをしておきたいと思っております。従来の水道メーターの材料には鉛が含まれおり、わずかではあります。水道水への浸出がございました。現在、当企業団の水道メーターは、新しい物は鉛レス銅合金材料に、そして修理の場合は鉛の浸出対策として、適正な内面の表面処理の施された水道メーターを現在採用しているところでもございます。

また、水道水における水質基準に関しまして、平成 16 年 4 月から施行されました水道水質基準の改正によりまして、鉛の濃度は 1 リットル当たり 0.05 ミリグラム以下から 0.01 ミリグラム以下に基準値が引き下げられました。また障害につきましては、鉛の濃度が高くなると人体の神経系の障害や貧血、頭痛、食欲不振などの中毒症状を起こすとも言われております。

最後になりますが、石綿管の状況についてでございます。石綿管の布設替え工事につき

ましては、ダクタイトル鋳鉄管に布設替えを実施しております。このダクタイトル鋳鉄管は、強度、耐久性、強靱性に優れており、衝撃に強く、継ぎ手部分は伸縮可とう性があり、耐震性にも優れております。水質に関しても安全でございますので、これからも使用していく考えであります。

また、補助金等の採択基準の緩和に対しての要望活動の効果についてでございますが、茨城県に照会しましたところ、条件は厳しいですが効果はあるとの回答でありますので、今後も要望活動を積極的に進めてまいりたいとこのように考えております。

○議長（長岡久夫君）

答弁が終わりました。9番、山本 南さん。

<9番、山本 南さん 登壇>

○9番（山本 南さん）

2回目の質問をさせていただきます。大変、水量等の見直しは厳しいように先ほどお話をさせていただきましたけれども、地球温暖化の温室効果ガス抑止に対してもやはり企業団としては義務があると思いますので、早急に検討の要望をいたしたいと思います。

続きまして、加入金の値下げもやはりこれも厳しいとのことでございますが、やはり利用者のまた普及を図るためにもですね、是非とも勇気ある英断を下していただきたいなと思います。これも要望といたしますけれども、よろしく願いいたします。

続きまして、本管布設要望書の記載についてなのですが、なかなか加入していただけない方がいるということで、やむを得ないということでございましたけれども、やはり加入することを確約するということはいかかなものか、この辺も検討していただきたいと思っております。

続きまして、鉛管についてですが、平成16年度から改正されて水質基準が0.01mgに引き下げられたということでした。また鉛の人への影響は長期的に多量に摂取すると神経の障害や、貧血、頭痛、食欲不振の中毒症状を起こすということでございますので、鉛管の取替えを早急に、計画的に実施されることを、そして今実施しているとのことでございますが、対象としている鉛管はどこまで取り替えられるのか。横浜市のサンプル調査では滞留水では鉛管2m以上で新基準を上回っているとのことです。当企業団では取替えは何mまで対象なのかお聞かせいただきたいと思っております。また現在、取り替えられていない地域は各市ごとに分かれば教えていただきたいと思っております。またこれは何年度までに終了されるお気持ちなのか、お聞かせいただきたいと思っております。その上で、取替えに関する費用の補助、各家庭の負担、そういったものは有るのかどうかお聞かせいただきたいと思っております。またこの鉛管に対しての問い合わせと内容についてはどのようなものか、有ればお聞かせいただきたいと思っております。

石綿管の対応についてでございますが、今、鋳鉄管をお使いになっているということでございましたが、安全性、耐震性に優れているということでございます。石綿管の取替え

の際に、粉塵等が発生するものと思われませんが、請負人に対する安全性、また普通の布設替えと違ってどの程度割高になるのか、その算定基準があるのかお聞かせいただきたいと思います。

2回目の質問を終わりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。事務次長、関口禎男君。

<事務所長、関口禎男君 登壇>

○事務次長（関口禎男君）

それでは鉛製給水管についてお答えいたします。鉛管の取替えはどこまでかということでございますが、企業団では譲渡を受けまして管理となっております、配水本管の分水栓から第1止水栓の本体及び止水栓筐までを取り替えております。費用についてはその部分まで全て当企業団で負担となっております。

取り替えられていない地域についてでございますが、まず龍ヶ崎地区につきましては出し山団地、野原団地、姫宮団地の予定をしております。次に旧藤代地区といたしましては東観団地、小林団地、宮和田地内を考えております。また牛久につきましてはつつじヶ丘団地、みどりの団地の予定をしております。それと取手地区につきましては本郷団地、岩谷団地の予定をしております。

それから何年までに終わるのかということでございますが、平成17年9月末現在で先ほど読み上げましたとおり13,510件ございます。それを全部取り替えるということになりますと約10年位かかるのではないかと思います。出来るだけ早く取替えが出来るよう努力していきたいと思っています。

それから鉛管に対する問い合わせですが、数件の問い合わせがありました。内容につきましては自分の家が該当しているかどうか、該当している場合は何年ごろ取り替える予定なのか、また水質的なことでございます。

それから石綿管の状況等でございますが、住民に対して安全性や工事の年次計画をお知らせできないかということだと思います。石綿管の布設替工事につきましては今までは埋め殺しにしておりました。これからは撤去するようになりますので、今までよりは金額的にかかってくるのではないかと考えております。撤去作業につきましては労働安全衛生法に基づき、石綿障害予防規則によりまして請負者は作業計画を定めて作業するようになります。またその作業の方法としましては石綿粉塵の発散を防ぎ、労働者や周辺住民の暴露を防止するために作業を行なうこととなります。年次計画のお知らせなのですが、今後良く検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

工務課長、石田勝久君。

<工務課長、石田勝久君 登壇>

○工務課長（石田勝久君）

山本議員ご質問の加入金の値下げ、本管布設要望の記載についてお答えいたします。

まず1点目のアパートの加入金の値下げ、貸家の値下げまた撤廃ということでございますが、現時点では住宅扱いの1世帯当たりの適用をして負担をお願いしたいと考えております。この加入金制度が水道加入を全く阻害していないという考えは、事務局としても全くございません。相当影響しているものと考えております。しかし現在の当企業団の経営の中で企業長はじめ何度もお答えしておりますとおり、この加入金制度が運営上必要と判断しておりますので、将来も廃止する考えもございません。

2点目の本管布設要望書の記載についてであります。確かに山本議員ご指摘のとおり本管布設完了後、上水道に加入、使用することを確約いたしますとなっておりますが、これは要望書に対し確かに強い文章だと思っておりますので、内部で検討して改めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

以上で答弁が終わりました。9番、山本 南さん。

<9番、山本 南さん 登壇>

○9番（山本 南さん）

それでは3回目の質問をさせていただきます。先ほどから加入金のことは考えられないということで、でも阻害していることは分かるということでした。やはりアパート等、集合住宅においては、住宅と同じ1世帯当たりの負担となれば大変なお金になると思っておりますので、これは先ほども言いましたとおり投資的な考えで、その分については相対的に給水量が上がっていくというような考えにもなりますので、再度、これは要望といたしますが、ご検討をお願いしたいと思います。

続きまして、先ほどの鉛管についてでございますが、大変な害にもなるということでもありましたし、それから各団地、各住宅にこれから布設替えをしていくということでしたけれども、約10年もかかるということでした。最後のころには待ちきれない状況だと思っております。問い合わせの内容の中でも何年ころに取り替えるのか、水質はどうかという不安を問い合わせた方もおりました。そのような中で、企業の水使用に対しては是非とも、例えば各家庭に朝1番の水は飲まないで水撒きに使用したり、流水をしてから使用してくださいとか、また使用の状況、PH調査等の対策等の情報を市民の皆さんの不安を解消するためにも是非とも各市の広報等でお知らせできないものではないでしょうか。また、年次計画、先ほどのアスベストと違って、もう始まっているわけです。年次計画も出来ているわけですので、この実施計画等もやはりホームページや各市の広報等でお知らせできないか、その旨をお聞かせいただきたいと思います。

そしてまた、石綿管の方でございますけれども、厚生労働省では急速な人体への害は肺の中に入らないのでということでございましたが、是非とも布設替えではなく、新管布設の方に力点を置かれていると思いますので、利用者の立場としてはやはり1日も早く心情的には取り替えてもらいたいという願いがありますので、今後鑄鉄管を採用するというところでございますので、積極的に布設替えを行なってもらいたいということ、これは要望といたします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長岡久夫君）

答弁を求めます。事務所長、関口昌男君。

＜事務所長、関口昌男君 登壇＞

○事務所長（関口昌男君）

答弁いたします。鉛管の計画の公表でございますが、先ほども申しましたように約10年近く、1件当たりにつきまして約16万円～20万円近くかかりますので、金額的に3市を実施するとなると年間1億円程度の予算しか組めないものですから、どうしてもその程度の期間かかってしまうということはお了承願いたいと思います。

それと広報紙の掲載でございますが、出来る限りその年度の実施につきましては公表する方向で事務局の方で協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（長岡久夫君）

答弁が終わりました。これで山本 南さんの質問を終わります。

以上で通告されました一般質問が全部終わりました。これで一般質問を終わります。

○議長（長岡久夫君）

以上で今定例会に付議された日程は全部終了いたしました。以上をもちまして、平成17年第2回茨城県南水道企業団議会定例会を閉会といたします。長時間にわたり大変ご苦勞様でございました。

午後 4時33分 閉 会

○ 会議規則第97条の規定によりこの会議録を調整せしめ署名する。

平成 年 月 日

茨城県南水道企業団議会

議長

会議録署名議員

議員 15 番
議員 1 番